

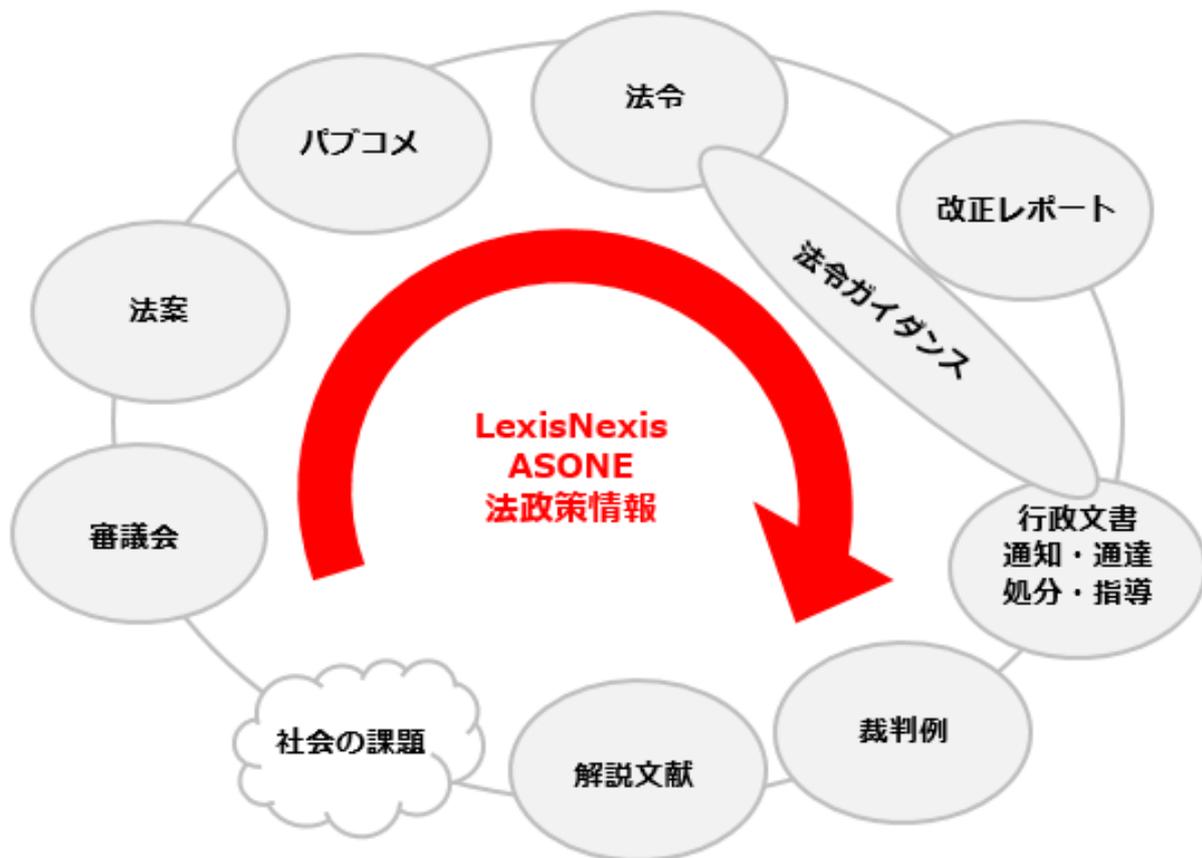


LexisNexis® ASONE 法政策情報

Quick Reference ～コンテンツ編～

LexisNexis ASONE 法政策情報について

LexisNexis ASONE 法政策情報は、立法情報から法令・制定改正レポート・行政情報（通達・ガイドライン）・判例情報・解説などの情報を、一連の流れで取得することができます。



収録コンテンツ一覧

大分類	小分類	概要
法令等	憲法・法律・政令・ 勅令・府省令	憲法・法律・政令・勅令・府省令
	告示	公表された告示
	規則	規則
	条例	全国の地方自治体の条例(一部、例外あり)
立法情報	法案	国会に提出された法案
	審議会等資料	審議会・研究会の議事録
	パブリックコメント	法律の制定・改正に関するパブリックコメントの募集・結果
	閣議	閣議の決定事項等
行政情報	行政基準	公表された通知・通達・ガイドライン・Q&A など
	行政指導	官公庁から発表される行政指導の概要と添付文
	行政処分	官公庁から発表される命令・処分・審決・裁決の概要と添付文
	特許庁 審決	拒絶査定不服審判などの審決情報
制定改正レポート	法令ガイダンス	重要法律の公布から施行までの法改正全体像を把握できる法律事務所の解説つきレポート
	制定改正レポート	法令の制定改正に関して、立法の背景や届出・許認可等の変更点をまとめたレポート(新旧対照表付き)
判例情報	判例	昭和 23 年以降の公式判例集・商業判例雑誌の掲載判例、最高裁判所 HP の掲載判例
自主規制規則	東京証券取引所規則	東京証券取引所が定める自主規制関係その他の規則
	大阪取引所規則	大阪取引所が定める自主規制関係その他の規則
解説	時事解説	立法動向や時事トピックについての解説
	Business Issues	ビジネスに関する法分野の諸問題に関する解説・分析
	不祥事事例	企業不祥事の実例をもとに、違反した法令とその内容、損害内容や報道対応、再発防止策などを時系列にまとめたレポート
ワークフロー	チェックシート	業務ごとに遵守すべき法令の要求事項をまとめたもの
エデュケーション	セミナー動画・ BLJ コンテンツ	セミナー動画(法務・コンプライアンス業務関連・初任者向け～中堅・上級者向け) Business Law Journal コンテンツ(法分野ごとに閲覧可能)

※収録の詳細は、収録コンテンツ(<https://resource.lexis-asone.jp/asone/info/docs/contentlist.pdf>)を参照

制定改正レポート

1. レポートの種類・被改正法・改正のポイント・法令番号・施行日
2. 「対象業種」
3. 改正の「概要」および「許認可」「申請・届出・報告」「義務・規制・基準」「行政処分・罰則」
4. 「法令情報」は法令番号・掲載官報・所管官庁・施行日等の情報
5. 関連するパブリックコメントの情報
6. 「新旧対照表」は改正前と改正後の条文とその注釈 ※施行日別に新旧対照表を作成

1

【政策的改正】労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）改正レポート <作業主任者を選任すべき作業等を追加>（令和二年政令第四百四十八号）（施行日：令和3年4月1日）

文書種別	制定改正レポート
公表日	令和2年4月22日
施行日	令和3年4月1日
発出元	厚生労働省

1

【政策的改正】労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）改正レポート <作業主任者を選任すべき作業等を追加>（令和二年政令第四百四十八号）（施行日：令和3年4月1日）

6

【新旧対照表】（注釈付）

■対象業種■

2

全業種

■改正内容■

3

1. 概要

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を改正し、作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び特定化学物質の追加を行った。

1-1. 許認可

1-2. 申請・届出・報告

1-3. 義務・規制・基準

新設

(1) 作業主任者を選任すべき作業の追加

塩基性酸化マンガン及び塩基性酸化マンガンを含有する製剤その他の物（以下「塩基性酸化マンガン等」という。）並びに溶接ヒューム及び溶接ヒュームを含有する製剤その他の物（以下「溶接ヒューム等」という。）を製造し、又は取り扱う作業を、作業主任者を選任しなければならない作業に追加した（第6条関係）。

(4) 特定化学物質の追加

特定化学物質のうち、第二类物質に、塩基性酸化マンガン等及び溶接ヒューム等を追加した（別表第3関係）。

1-4. 行政処分・罰則

■法令情報■

4

2. 公布法令

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

3. 法令番号

令和二年政令第四百四十八号

4. 所管官庁

厚生労働省

5. 適用関係

（経過措置）

事業者は、改正後の第6条第18号に掲げる作業（改正前の第6条第18号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和4年3月31日までの間は、その作業の作業主任者を選任することを要しない。

6. 施行日

令和3年4月1日

5

【結果公示】「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

【意見募集】労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について

【新旧対照表】（注釈付） 6

レポートの種類

【政策的改正】	法令の制定改正に関して、立法の背景や許認可・申請・義務・行政処分・罰則等の変更点等、企業活動に影響のある改正をまとめたレポート
【その他改正】	法令の条番号のずれや名称の変更等、実質的な中身に変更がない改正のレポート
【新規制定】	新規に制定された法令・基準について、立法の背景や届出・許認可等をまとめたレポート
【施行日確定】	法令・基準の施行日の確定を知らせるレポート

新旧対照表

レクシスネクシス・ジャパン株式会社 LexisNexis ASONE (レクシスネクシス アズワン)

労働安全衛生法施行令 新旧対照表

被改正法令名	労働安全衛生法施行令	被改正法令番号	昭和四十七年政令第三百十八号
改正法令名	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	改正法令番号	令和二年政令第四百四十八号
改正法公布日	令和二年四月二十二日	施行日	令和三年四月一日

2 改正前	2 改正後	3 注釈
<p>(作業主任者を選任すべき作業)</p> <p>第六条</p> <p>法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 【略】</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>十九～二十三 【略】</p>	<p>(作業主任者を選任すべき作業)</p> <p>第六条</p> <p>法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 【略】</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>十九～二十三 【略】</p>	<p>労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を改正し、作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び特定化学物質の追加を行った。</p> <p>塩基性酸化マンガン及び塩基性酸化マンガン含有する製剤その他の物（以下「塩基性酸化マンガン等」という。）並びに溶解ヒューム及び溶接ヒューム含有する製剤その他の物（以下「溶解ヒューム等」という。）を製造し、又は取り扱う作業を、作業主任者を選任しなければならない作業に追加した（第6条関係）。</p>
<p>別表第三 特定化学物質等（第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）</p> <p>一 【略】</p> <p>二 第二类物質</p> <p>1～32 【略】</p> <p>33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）</p> <p>33の2～34 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>34の2 リフラクトリーセラミックファイバー</p> <p>35～37 【略】</p> <p>三 【略】</p>	<p>別表第三 特定化学物質等（第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）</p> <p>一 【略】</p> <p>二 第二类物質</p> <p>1～32 【略】</p> <p>33 マンガン及びその化合物</p> <p>33の2～34 【略】</p> <p>34の2 溶解ヒューム</p> <p>34の3 リフラクトリーセラミックファイバー</p> <p>35～37 【略】</p> <p>三 【略】</p>	

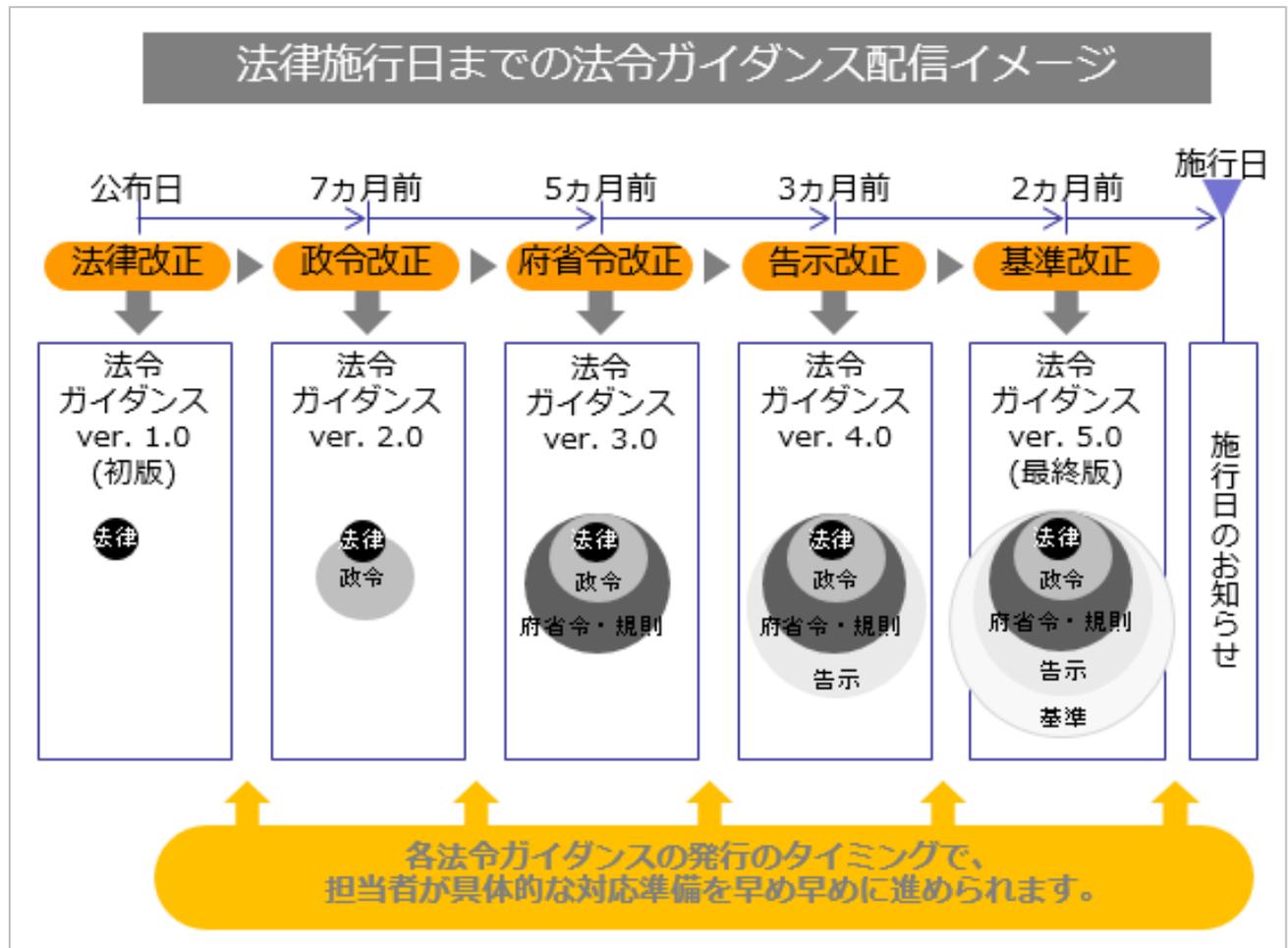
1. 施行日別に被改正法令の新旧対照表を作成
2. 「改正前」と「改正後」の条文を比較して表示。赤字が改正された箇所。
3. 「注釈」欄は改正のポイントも確認

※PDF でダウンロード可能

法令ガイダンスの仕組み

1つの法改正に付随する法改正情報を分かりやすくレポートに集約。

約210の重要法律の公布から施行までの全体像を把握できます。



法令ガイダンス

- 1 公益通報者保護法改正<公益通報に適切に対応するために必要な体制整備の義務付け、公益通報対応業務従事者等に刑事罰を伴う通報者特定情報の守秘の義務付け等> (令和二年法律第五十一号)

文書種別	法令ガイダンス
公表日	令和2年8月13日
改正法	令和二年法律第五十一号
執筆者	弁護士 大月雅博 (阿部・井窪・片山法律事務所) 2
バージョン	第2版 3

1. 対象法律名
2. 執筆担当の法律事務所と弁護士
3. 法令ガイダンスの「バージョン」

4. 「社内管理のポイント」はビジネスにおいて影響のある改正のポイント
5. 前回のバージョンから更新されたポイントに「Update!」アイコンや黄色のハイライト
6. 「PDF 版」または「WORD 版」で法令ガイダンスを出力可能
7. 関連する改正情報
8. 各改正のポイントにおける「チェック項目」を箇条書きで表示

6 PDF版
WORD版

※前回から更新のあった個所にはハイライト表示をしています。

令和2年公益通報者保護法の一部改正による社内管理のポイント 4

2020年通常国会（第201回国会）において、公益通報者保護法の一部を改正する法律が成立した。
 公益通報者保護法は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの禁止並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより公益通報者の保護等を図ることを目的として、2004年に制定され、これに伴って2005年に同法を踏まえた取組の指針（以下「ガイドライン」という。）が策定・公表された。日本において、いわゆる内部通報制度を正面から規定した法律がない中、公益通報者保護法やそのガイドラインは、これを一部担保する意義も有しており、したがって、不祥事の予防・早期発見という観点からも極めて重要である。

1. 通報者がより保護されやすくなる制度

- (1) 保護対象者の範囲の拡大
- (2) 保護対象の通報内容の拡大
- (3) 保護内容の拡大

2. 事業者自ら不正を是正しやすくとともに、通報者が安心して事業者に対する通報を行いやすくなる制度

- (1) 公益通報に適切に対応するために必要な体制整備等の義務付け
- (2) 体制整備を行わない場合の行政措置の導入
- (3) 公益通報対応業務従事者等に、刑事罰を伴う通報者特定情報の守秘を義務付け

3. 通報者の行政機関等への通報を行いやすくなる制度

- (1) 権限を有する行政機関への通報要件の緩和・拡大
- (2) 権限を有する行政機関における公益通報に対して適切に対応するために必要な体制整備等
- (3) 報道機関等への通報要件の緩和・拡大

<新旧対照表・法案・全般関連情報> **Update!** 7

新旧対照表（令和4年6月11日までに施行（公布の日（令和2年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行））

令和2年3月6日	法案	第二〇一回閣第四一号 公益通報者保護法の一部を改正する法律案
令和2年6月12日	制定改正レポート	公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）<公益通報者及び通報対象事実の範囲を拡大等>
令和2年8月28日	行政基準	公益通報者保護法と制度の概要 5

1. 通報者がより保護されやすくなる制度

- <チェック項目> 8
- 公益通報として保護される対象者として、在職中の労働者だけでなく、退職後1年以内の退職者や、役員（但し、外部通報の場合は、原則として調査是正の取組みを前置するとの条件付き）も追加されることとなった。
 - 公益通報として保護される通報対象事実として、刑事罰の対象となる事実だけでなく、行政罰の対象となる事実も追加されることとなった。
 - 公益通報者の保護の内容として、公益通報者が公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等だけでなく、通報に伴う損害賠償責任の免除も追加されることとなった。
 - 施行日：令和4年6月11日までに施行（公布の日（令和2年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

(1) 保護対象者の範囲の拡大

法改正以前、公益通報として保護される対象者は、労働者、すなわち、労働基準法第9条に定める在職中の労働者（派遣労働者を含む。）のみであった。

しかし、まず退職者については、退職したからこそ自由に物が言え、重大な違反行為等も通報できるようになるにもかかわらず、通報した結果、

法令

時点 平31/04/01

労働安全衛生法

文書種別 法律

法令番号 昭和四十七年法律第五十七号

公布日 昭和47年6月8日

施行日 平成31年4月1日

所管省庁 内閣府, 法務省, 財務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省, 総務省, 厚生労働省労働

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 労働災害防止計画 (第六条—第九条)

第三章 安全衛生管理体制 (第十条—第十九条の三)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第二十条—第三十六条)

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制 (第三十七条—第五十四条の六)

第二節 危険物及び有害物に関する規制 (第五十五条—第五十八条)

第六章 労働者の就業に当たりの措置 (第五十九条—第六十二条)

第七章 労働者の健康の保持増進のための措置 (第六十三条—第六十六条)

第八章 免許等 (第六十七条—第六十九条)

コメント
ドキュメントにコメントを入れることができます。コメントを入れるためには、ブックマークアイコン (■) をクリックしてください。

タグ
ドキュメントにタグを付与することができます。タグ付けはブックマークから行います。

関連情報

◎新旧対照表
平成二十九年法律第四十一号
平成三十年法律第七十一号

◎関連法条

◎行政基準

◎告示

◎判例

👉 時点

「時点」欄の日付をクリックして、カレンダーで年月日を指定すると、特定時点(過去・現在・未来)で有効な法令の条文を確認可

時点 平31/04/01

労働安全衛生法

文書種別 法律

法令番号 昭和四十七年法律第五十七号

公布日 昭和47年6月8日

施行日 平成31年4月1日

所管省庁 内閣府, 法務省, 財務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省, 総務省, 厚生労働省労働

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 労働災害防止計画 (第六条—第九条)

第三章 安全衛生管理体制 (第十条—第十九条の三)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第二十条—第三十六条)

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制 (第三十七条—第五十四条の六)

第二節 危険物及び有害物に関する規制 (第五十五条—第五十八条)

第六章 労働者の就業に当たりの措置 (第五十九条—第六十二条)

第七章 労働者の健康の保持増進のための措置 (第六十三条—第六十六条)

第八章 免許等 (第六十七条—第六十九条)

コメント
ドキュメントにコメントを入れることができます。コメントを入れるためには、ブックマークアイコン (■) をクリックしてください。

タグ
ドキュメントにタグを付与することができます。タグ付けはブックマークから行います。

関連情報

◎新旧対照表
平成二十九年法律第四十一号
平成三十年法律第七十一号

◎関連法条

◎行政基準

◎告示

◎判例

👉 条指定

「条指定」欄で特定の条番号を入力して、虫眼鏡のアイコンをクリックすると、法令内の該当箇所にジャンプ
※左側の「目次」欄で、その周辺の条文にジャンプも可

時点 平31/4/1

労働安全衛生法

文書種別 法律

法令番号 昭和四十七年法律第五十七号

公布日 昭和47年6月8日

施行日 平成31年4月1日

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 労働災害防止計画 (第六条—第九条)

第三章 安全衛生管理体制 (第十条—第十九条の三)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第二十条—第三十六条)

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制 (第三十七条—第五十四条の六)

第二節 危険物及び有害物に関する規制 (第五十五条—第五十八条)

第六章 労働者の就業に当たりの措置 (第五十九条—第六十二条)

第七章 労働者の健康の保持増進のための措置 (第六十三条—第六十六条)

第八章 免許等 (第六十七条—第六十九条)

コメント
ドキュメントにコメントを入れることができます。コメントを入れるためには、ブックマークアイコン (■) をクリックしてください。

タグ
ドキュメントにタグを付与することができます。タグ付けはブックマークから行います。

関連情報

◎新旧対照表
平成二十九年法律第四十一号
平成三十年法律第七十一号

◎関連法条

◎行政基準

◎告示

◎判例

時点 平31/4/1

労働安全衛生法

文書種別 法律

法令番号 昭和四十七年法律第五十七号

公布日 昭和47年6月8日

施行日 平成31年4月1日

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 労働災害防止計画 (第六条—第九条)

第三章 安全衛生管理体制 (第十条—第十九条の三)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第二十条—第三十六条)

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制 (第三十七条—第五十四条の六)

第二節 危険物及び有害物に関する規制 (第五十五条—第五十八条)

第六章 労働者の就業に当たりの措置 (第五十九条—第六十二条)

第七章 労働者の健康の保持増進のための措置 (第六十三条—第六十六条)

第八章 免許等 (第六十七条—第六十九条)

コメント
ドキュメントにコメントを入れることができます。コメントを入れるためには、ブックマークアイコン (■) をクリックしてください。

タグ
ドキュメントにタグを付与することができます。タグ付けはブックマークから行います。

関連情報

◎新旧対照表
平成二十九年法律第四十一号
平成三十年法律第七十一号

◎関連法条

◎行政基準

◎告示

◎判例

目次

「目次」欄で「選択」リンクをクリックすると、条文番号の前に選択用のボックスが表示されるので、画面で確認したい条文番号にチェック

目次

選択

第一章 総則
第二章 労働災害防止計画
第三章 安全衛生管理体制
第四章 労働者の危険又は健康障害の防止
第五章 機械等並びに危険物及び有害物の取扱い
第六章 労働者の就業に当たつての措置
第七章 健康の保持増進のための措置
第七章の二 快適な職場環境の形成
第八章 免許等

第一章 総則
(目的)

選択表示 全文

色分け

色分け

選択した条文のみ左側に表示される

※章単位・節単位での指定も可

※飛び番号での指定も可

目次

選択表示 全文

色分け

色分け

第三章 安全衛生管理体制
(安全管理者)

第十一條 チェックシート 法令 委任 | 三段表

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(産業医等)

第十三条 チェックシート パブコム 判例 法令 委任 | 三段表

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

選択した条文のみ印刷・ダウンロードしたい場合は、画面左上の「ダウンロード」・「印刷」のアイコンをクリック

時点 平31/4/1

労働安全衛生法

文書種別 法律

法令番号 昭和四十七年法律第五十七号

公布日 昭和47年6月8日

施行日 平成31年4月1日

コメント

ドキュメントにコメントを入れることができます。コメントを入れるためには、ブックマークアイコン (🔖) をクリックしてください。

タグ

ドキュメントにタグを付与することができます。タグ付けはブックマークから行います。

新旧対照表

「関連情報」欄で「新旧対象表」リンクをクリックして新旧対象表にアクセス

労働安全衛生法

文書種別 法律

法令番号 昭和四十七年法律第五十七号

公布日 昭和47年6月8日

施行日 平成31年4月1日

所管省庁 内閣府、財務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、総務省、厚生労働省労働

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 労働災害防止計画（第六条—第九条）

第三章 安全衛生管理体制（第十条—第十九条の三）

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（第二十条—第三十六条）

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制（第三十七条—第五十四条の六）

第二節 危険物及び有害物に関する規制（第五十五条—第五十八条）

第六章 労働者の就業に当たりの措置（第五十九条—第六十二条）

コメント
ドキュメントコメントを入れることができます。コメントを入れるためには、ブックマークアイコン（)をクリックしてください。

タグ
ドキュメントにタグを付与することができます。タグ付けはブックマークから行います。

関連情報

- 新旧対照表
- 平成二十九年法律第四十一号
- 平成三十年法律第七十一号
- 関連法条
- 行政基準
- 告示
- 判例

改正前と改正後の条文を比較して確認。(赤字が改正された箇所)右側の注釈欄で、改正のポイントも確認。

※PDF でダウンロード可能

レクシスネクシス・ジャパン株式会社 Lexis AS ONE (レクシス アズ ワン)

労働安全衛生法 新旧対照表

被改正法令名	労働安全衛生法	被改正法令番号	昭和四十七年法律第五十七号
改正法令名	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	改正法令番号	平成三十年法律第七十一号
改正法公布日	平成三十年七月六日	施行日	平成三十一年四月一日

改正前	改正後	注釈
<p>(産業医等)</p> <p>第十三条</p> <p>事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な助言をすることができる。</p>	<p>(産業医等)</p> <p>第十三条</p> <p>事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p><u>3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。</u></p> <p><u>5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な助言をすることができる。この場合において、</u></p>	<p>働き方改革を推進するため、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を改正した。</p> <p>(1) 産業医・産業保健機能の強化</p> <p>① 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を選択的に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない（第13条第4項関係）。</p> <p>② 事業者は、産業医の助言を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該助言の内容その他の厚生労働省令で</p>

判例

労働安全衛生法 第五十九条

神戸地方裁判所昭和62年(ワ)第139号、損害賠償請求事件

東京高等裁判所 平成24年(ネ)第4631号 各損害賠償請求控訴事件

東京地方裁判所 (ワ)第742号 求事件（通称 移動 閉じる

名古屋高等裁判所 (ネ)第137号、平成10年(ネ)第205号、損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件

関連情報へのアクセス

条文番号の右横のアイコンをクリックすると、各条文の関連情報が画面右側に表示される。「ポップアップ表示」または「別ウィンドウで表示」で全文を表示して確認。

(安全衛生教育)

第五十九条 パブコム 制定改正レポート 告示 判例 チェックシート

法令 委任 | 三段表

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第六十条 チェックシート パブコム 委任 | 三段表

色分け

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

判例

労働安全衛生法 第五十九条

神戸地方裁判所昭和62年(ワ)第139号、損害賠償請求事件

東京高等裁判所 平成24年(ネ)第4631号 各損害賠償請求控訴事件

東京地方裁判所 (ワ)第742号 求事件（通称 移動 閉じる

名古屋高等裁判所 (ネ)第137号、平成10年(ネ)第205号、損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件

色分け機能

条文の右上の「色分け」ボタンをクリックすると、括弧内が色分けして表示される。

(安全衛生推進者等)
第十二条の二 チェックシート 委任 | 三段表 色分け

事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（**第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者**）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（**第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。**）を担当させなければならない。

括弧をクリックすると、括弧内を非表示にすることも可。もう一度、括弧をクリックすると、括弧内を再表示。

(安全衛生推進者等)
第十二条の二 チェックシート 委任 | 三段表 色分け

事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者 (...) を選任し、その者に第十条第一項各号の業務 (...) を担当させなければならない。

非表示部分にマウスを合わせるとポップアップで内容を確認することも可。

(安全衛生推進者等)
第十二条の二 チェックシート 委任 | 三段表 色分け

事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者 (...) を選任し、その者に第十条第一項各号の業務 (...) を担当させなければならない。

(産業医等)
(**第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者**)
(**第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。**)

委任情報へのアクセス

委任情報がある場合は、条番号の右側に「委任 | 三段表」のアイコン、もしくは条文の右横に別ウィンドウのアイコンが表示される。いずれかのアイコンをクリックすると、「委任」と「三段表」のオプションが表示されるので、「委任」を選択。該当の委任情報を「ポップアップ表示」または「別ウィンドウで表示」を選択。

(安全衛生教育)
第五十九条 パブコム 制定改正レポート 告示 判例 チェックシート
 法令 委任 | 三段表

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、**厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは**、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第六十条 チェックシート パブコム 委任 | 三段表 色分け

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

委任

労働安全衛生法 ハイライト

全て 政令 府省令

第五十九条

労働安全衛生法関係手数料令 第二条

労働安全衛生 **ポップアップ表示**

労働安全衛生 別ウィンドウで表示

労働安全衛生 移動

労働安全衛生 閉じる

三段表のアクセス

委任情報がある場合は、条番号の右側に「委任 | 三段表」のアイコン、もしくは条文の右横に別ウィンドウのアイコンが表示される。いずれかのアイコンをクリックすると、「委任」と「三段表」のオプションが表示されるので、「三段表」を選択。

(電磁的方法による議決権の行使)
第七十六条 ● 法令 ● 委任 | 三段表

電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該発起人に提供して行う。

2 設立時株主が第六十八条第三項の承諾をした者である場合には、発起人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する。

別ウィンドウで三段表画面が表示される。該当条文の右側にある別ウィンドウマークをクリックすると、「政令」または「府省令」の欄に、委任情報が表示される。

法律 政令 府省令

会社法
平成十七年法律第八十六号
施行日：令和2年4月1日

第七十六条 > 項 > 号

(電磁的方法による議決権の行使)
第七十六条

電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該発起人に提供して行う。

「法律」・「政令」・「府省令」の三段表または二段表が完成。

右上の「印刷」・「ダウンロード」アイコンから出力。 ※ダウンロードの場合は、Word への出力可

法律 政令 府省令

会社法
平成十七年法律第八十六号
施行日：令和2年4月1日

第七十六条 > 項 > 号

(電磁的方法による議決権の行使)
第七十六条

電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該発起人に提供して行う。

2 設立時株主が第六十八条第三項の承諾をした者である場合には、発起人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する。

4 発起人は、創立総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録を発起人が定めた場所に備置置かなければならない。

5 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

会社法施行令
平成十七年政令第三百六十四号
施行日：平成20年4月1日

第一条 > 項 > 号

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)
第一条

次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(会社法(以下「法」という。)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第五十九条第四項

二 法第七十四条第三項(法第八十六条において準用する場合を含む。)

三 法第七十六条第一項(法第八十六条において準用する場合を含む。)

四 法第二百三条第三項

五 法第二百四十二条第三項

六 法第三百十条第三項(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)

七 法第三百十二条第一項(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)

会社法施行規則
平成十八年法務省令第十二号
施行日：平成30年3月26日

第九条 > 項 > 号

(招集の決定事項)
第九条

法第六十七条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 次条第一項の規定により創立総会参考書類に記載すべき事項

ロ 法第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、書面による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であって、法第六十八条第一項の規定による通知を発送した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ハ 法第六十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、電磁的方法による議決権の行使の期限(創立総会の日時以前の時であって、法第六十八条第一項の規定による通知を発送した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

二 第十一条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 一の設立時株主が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該設立時株主の議決権の行使

チェックシート

1. チェックシートの分類(大・中・小)・更新日・監修・執筆者
2. チェックシートの概要
3. 法令を遵守していない場合のコンプライアンス・リスク

フレックスタイム制

1

大分類	人事・労務
中分類	労働時間
小分類	フレックスタイム制
更新日	平成31年4月1日 履歴の表示
監修・執筆	高仲 幸雄(中山・男澤法律事務所)

2

概要

フレックスタイム制(労働基準法第32条の3)は、1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働くことにより、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことを可能とし、労働時間を短縮しようとするものである。フレックスタイム制度導入にあたっては、①就業規則その他これに準ずるものにおいて始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねる旨を定め、②所定の事項を定めた労使協定を締結することが必要であり、運用にあたっては「清算期間¹⁾」や「コアタイム²⁾」の理解が必要となる。

なお、2019年4月1日施行の改正労働基準法により、フレックスタイム制度についても「清算期間¹⁾」や完全週休2日制の事業場における取扱いの明確化が行われた(労働基準法第32条の3、労働基準法第32条の3の2、労働基準法施行規則第12条の3)。上記改正によってフレックスタイム制が使いやすくなった点もあるが、時間外労働の計算において①1か月毎の割増賃金支払と②「清算期間¹⁾」における割増賃金支払の2段階の割増賃金の計算・支払が必要になる場合があり、割増賃金の計算・支払手続きに注意が必要である。

3

リスク

フレックスタイム制は、労働者に始業及び終業の時刻の決定にゆだねる制度であることから、フレックスタイム制の適用対象者に対して、特定の日の始業、終業時刻を指定することはできず、かかる指定をしている場合はフレックスタイム制とはみなされないリスクがある。このような指定が必要な従業員はフレックス制度の適用対象とすべきではない。また、フレックスタイム制で始業・終業の時刻を労働者の決定にゆだねても、労働時間の把握義務が免除されるものではなく、長時間労働による健康障害防止に配慮する必要がある(労働契約法第5条参照)。割増賃金も発生する。

2019年4月1日施行の労働基準法の改正により「清算期間¹⁾」を行った場合でも、相当数の時間外労働が発生すれば各月と「清算期間¹⁾」という2段階での割増賃金の計算・支払が必要になるので、フレックスタイム制における割増賃金の計算方法をきちんと確認し、賃金計算の設計・運用に反映しておかないと割増賃金の未払いが発生するリスクがある。

4. 法令の要求事項をリスト形式で確認 ※重要度 星5: 直罰あり、星3: 名前公表、星1: 努力義務
5. 法改正により要求事項が変更した場合は、「改正」のアイコン表示、「新旧表示」をクリックして変更点確認
6. 法改正により要求事項が追加された場合は、「新規追加」のアイコン表示
7. 詳細情報を確認したい場合は、各チェック項目下の▼マークをクリック

チェック項目

4

1 重要度 ★★★★★

フレックスタイム制度の導入を検討する前に、以下の2点について就業規則の内容を確認したか?

(1) 就業規則その他これに準ずるもので、始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねることが規定されているか

(2) 上記(1)の規定内容と労使協定(チェックアイテム)の内容は整合しているか

7

2 重要度 ★★★★★

改正 新旧表示

労使協定で以下の事項を定めているか?(労働基準法第32条の3、労働基準法施行規則第12条の3)?

① 対象となる労働者の範囲

② 清算期間¹⁾(期間は3か月以内に限定)

③ 清算期間¹⁾の起算日

④ 清算期間¹⁾における総労働時間(清算期間¹⁾における所定労働時間)

⑤ 標準となる1日の労働時間

⑥ コアタイム²⁾、フレキシブルタイム²⁾を定める場合は開始・終了の時刻

7

3 重要度 ★★★★★

新規追加

清算期間¹⁾が1か月を超える場合の取扱いを確認したか?

(1) 清算期間¹⁾の上限は「3か月」が上限
(解説) 2019年4月1日施行の労働基準法の改正により、フレックスタイム制度における清算期間¹⁾の上限が「1か月」から「3か月」に延長された(労働基準法第32条の3第1項第2号)。

(2) 清算期間¹⁾が1か月を超える場合は労使協定の届出が必要(労働基準法第32条の3第4項、労働基準法施行規則第12条の3)。